

＼みんなでコロナに打ち勝とう！／

新型コロナウイルス感染対策による 経営の持続化を支援します！

◎経営持続化応援補助金（7月1日再申請受付開始）

補助対象

- 中小企業者（個人事業主を含む）、中小企業者等、大企業者
- 町内に事業所等を有し、同一事業を3か月以上営んでいる
- 町税等の滞納がない
- 【飲食事業者の場合】北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得する（している）こと

補助対象 事業・経費

- 補助対象経費5万円以上を要する、感染対策のための取組み
【取組例】

- ★店舗、事業所、設備等の修繕・改修工事費
（例）客席の間仕切り、換気のための自動ドア化、水栓の自動化 など
- ★器具・備品等の更新・新規購入費
（例）飛沫防止パネル、CO2センサー、テレワーク対応機器、空気清浄機 など
- ★キャッシュレス決済の導入経費
※リース料やレンタル料、割賦支払いによるものは除く
- ★PCR等検査に要する経費
※検査キットの購入は対象経費上限額5万円
- ★消耗品の購入経費
（例）衛生対策用品、飛沫感染パネルの作製に要するもの など
※マスクや消毒液など使い切り品は対象経費上限額3万円

- 事業所等が併用住宅の場合は事業に要する経費のみ補助対象

補助額

- 1事業所につき、補助対象経費の3/4、補助上限額10万円
※複数の事業所を有する場合、事業所数×10万円が上限額の目安
※1千円未満の端数は切り捨て

ご注意

- 1事業者につき、申請は1回限り（過去活用した事業者は申請不可）
⇒令和2・3年度に活用した方の再申請が可能になりました！

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町経済部経済振興課商工労働係
☎ 0153-73-3111（内線365）
✉ shoukou@nakashibetsu.jp

QRコード：町ホームページ



経営持続化応援補助金 Q & A

Q 1. 申請対象は？

A 1. 令和4年4月1日以降に行った取り組みが対象です。予算の限りとなります。
飲食事業者については、『北海道飲食店感染防止対策認証制度』の
認証を取得する（している）ことが必要です。

QRコード：北海道飲食店感染防止対策認証制度（道ホームページ）



Q 2. 申請は1事業者1回限り？

A 2. 申請は1回限りとし、昨年度までにこの補助金を活用した事業者様は、原則申請出来ません。但し、令和3年度までに交付を受けた事業者のうち、複数の事業所を有し、補助金未活用の事業所分に係る取り組みに限り、再申請が可能です。
⇒令和2・3年度に当該補助金を活用した事業者の再申請が可能となりました。

Q 3. 複数の事業所分の申請について教えてください。

A 3. 補助上限額は1事業所につき10万円です。例えば、3つの事業所を有する場合は30万円が上限額の目安になります。事業所単位で上限額に達しなかった額を他の事業所の上限額に加算する「運用」は出来ません。
申請に必要な「営業の事実が確認できる書類の写し」は、事業所ごと必要です。

Q 4. 必要な書類を教えてください。

A 4. 申請書類及び実績報告書類は、町ホームページからダウンロード可能です（チラシ表面QRコード参照）。書類の記載例も掲載しています。

申請に必要な主な添付書類は、以下のとおりです。

- ・同意書（町税の収納状況を確認する書類）
- ・【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し
- ・【個人営業の場合又は法人が複数の事業所分の申請を行う場合】
営業許可証や商取引に関する発注書類等、町内で営業している事実が確認できる書類の写し
- ・【飲食事業者の場合】北海道飲食店感染防止対策制度の認証書の写し
- ・見積書や請負契約書、仕様書等、事業概要が確認できる書類の写し など

Q 5. 対象にならない取り組みはありますか？

A 5. 器具・備品等について関係機関等により感染防止に必要な性能が示されているものは、その性能を有することが必要です。例えば「空気清浄機」の場合、「HEPAフィルターに準じる性能（0.3 μ mの粒子を99.97%以上捕集できるもの）及び風量が毎分5m³程度以上の性能を有していること」が必要です。
また、エアコンについては「換気機能やウイルス抑制機能を有していること」を当町独自の要件としています。
これらの性能を確認するため、仕様書の写しの提出をお願いすることがあります。

Q 6. PCR等検査に要する経費とは？

A 6. 従業員等を対象としたPCRや抗原検査の費用で、抗体検査は対象外です。
検査キットの購入については、補助対象経費の上限額は5万円です。
実績報告の際に購入の有無は確認しますが、検査結果の報告は不要です。但し、陽性反応が出た場合は必ず医療機関等へ報告し指示を受けてください。

【重要】

任意で行う検査は医学的な感染の有無を証明・担保するものではありません。
感染が疑われる場合は、必ず医療機関等へご相談ください。